

逗子市池子接收地返還促進市民協議会

令和5年度第1回役員会会議録

日 時	2023年(令和5年)4月26日(水) 18:00~19:00
場 所	市役所4階 全員協議会室
出席委員	菊池会長、鎌田副会長、平井委員、石井(伸)委員、田宮委員、高橋委員、 宮川委員、吉川委員、岸原委員、丸山委員、佐藤委員、清水委員、斎藤委員、 長沢委員、矢野委員、棚沢委員(途中退席)
事務局	仁科経営企画部長、米山経営企画部参事(秘書・基地対策担当)、坂本基地対策 課副主幹、基地対策課 増田、城崎
傍聴者	なし
議 題	1 令和4年度事業報告(案)及び収入支出決算(案)について 2 令和5年度事業計画(案)、収入支出予算(案)及び年間活動スケジュール (案)について 3 その他
配付資料	会議次第 資料① 令和4年度事業報告(案) 資料② 令和4年度収入支出決算書(案) 資料③ 令和5年度事業計画(案) 資料④ 令和5年度収入支出予算書(案) 資料⑤ 令和5年度年間活動スケジュール(案) 資料⑥ 役員名簿 資料⑦ 逗子市池子接收地返還促進市民協議会会則 資料⑧ 逗子市池子接收地返還促進市民協議会 令和4年度要請活動記録 資料⑨ 逗子市池子接收地返還促進市民協議会 令和4年度第2回役員会会議録

開 会

事務局： それでは定刻となりましたので、ただ今から令和5年度逗子市池子接收地返還促進市民協議会第1回役員会を開催させていただきます。

本日は現時点で16名の委員の出席をいただいております。半数以上の委員が出席されていますので、会則第10条第2項により本会議は成立しております。

事務局： 続きまして、前回の役員会の時より変わられた委員さんがいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

《逗子市PTA連絡協議会の鎌田菜文委員、新宿地区委員の高橋正委員ご紹介》

なお、逗子市スポーツ協会の最首会長、逗子地区の徳本委員、久木小地区の石井委員、逗子市商工会の矢島委員、逗子市スポーツ少年団の石委員、逗子市地域体育団体協議会の松岡委員、逗子市文化協会の石井委員、逗子ロータリークラブの菊池委員、逗葉歯科医師会の徳永委員につきましては、ご都合により本日はご欠席です。また、市民委員の長坂委員が市外へ転出されたため、1名減となりましたことをご報告させていただきます。

続いて、4月1日付けで事務局職員の異動がありましたので、紹介させていただきます。

《事務局職員の紹介》

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。(資料の確認後)配付漏れはございませんでしょうか。

それでは、以降の進行につきましては、菊池会長にお願いいたします。

会 長： あらためまして、皆様、こんばんは。本日はお忙しい中、市民協の令和5年度第1回役員会にご出席をいただき、ありがとうございます。

早速ですが、会議を始めさせていただきます。会議が円滑に運営できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

本日は、皆様に令和4年度事業報告及び収入支出決算と、令和5年度事業計画案及び収入支出予算案等についてご審議いただくわけですが、今年度の活動につきまして決定していただくこととなりますので、皆様の忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。

それでは、議題1「令和4年度事業報告(案)及び収入支出決算(案)について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、お手元の資料①「令和4年度事業報告(案)」をご覧ください。令和4年度に実施しました事業につきましては、記載のとおりでございます。

逗子市池子接收地返還促進市民協議会
令和4年度事業報告(案)

1 第1回役員会 令和4年4月25日(月)

報告

- (1) 令和3年度国への要請活動の結果について(報告)

議題

- (1) 令和3年度事業報告について
- (2) 令和3年度収入支出決算について
- (3) 令和4年度事業計画(案)について
- (4) 令和4年度収入支出予算(案)について
- (5) 令和4年度年間活動スケジュール(案)について

2 令和4年度研修会 令和4年11月19日(土)

「池子の森の歴史、自然について」

- ・池子の森を実際に散策しながら、講師のお話を伺った。

3 第2回役員会 令和5年1月24日(火)

1 議 題

- (1) 令和4年度国への要請活動について

- (2) 令和5年度事業計画(案)について
- (3) 令和5年度収入支出予算書(案)について
- (4) 令和5年度年間スケジュール(案)について

4 令和4年度要請活動 令和5年2月21日(火)

- ・午前9時43分から10時22分まで、南関東防衛局において菊池会長、最首副会長、事務局にて、池子接收地の返還に関する要請活動を実施

□次の要請先へは要請書を郵送

内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、環境大臣、防衛大臣

駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米海軍司令官、在日米海軍横須賀基地司令官

5 マンガ『一緒に学ぼう!池子の森』を市内公立中学校1年生へ配布

令和5年3月14日(火)

* 令和4年度収入支出決算 監査

- ・令和5年4月25日(火)

事務局： コロナがだいぶ落ち着いてきましたが、要請活動については会長、最首副会長と事務局のみで防衛局に赴き実施させていただきました。要請書作成にあたりまして、役員の皆様にご協力いただき誠にありがとうございました。要請活動の会議録は資料⑧に添付しています。

続きまして、令和4年度収入支出決算書についてご説明いたします。お手元の資料②「令和4年度収入支出決算書(案)」をご覧ください。

それでは、内容を個別に説明いたします。収入の部につきまして、科目1市補助金115,000円の収入がありました。科目2雑収入については、預金利子を1,000円見込んでおりましたが、収入がありませんでしたので、当初予算額116,000円に対し、収入済額は115,000円となります。

次に、支出の部についてご説明いたします。まず、科目1事務費につきましては、当初予算額26,000円に対し支出済額15,475円となっております。内訳につきましては、(1)需用費1消耗品費は、事務用品代として支出済額5,935円となっております。(2)役務費は、会議通知にかかる切手購入代として支出済額9,540円となっております。

続いて、科目2事業費につきましては、当初予算額85,000円に対して支出済額29,193円となっております。内訳につきましては、(1)報償費は、研修の際の講師への報酬として支出済額20,000円となっております。(2)需用費1消耗品費で用紙購入として9,193円を支出しました。昨年度の要請活動は会長と事務局のみでしたので、借り上げバスを使用せず、市の公用車を使用しました。よって、(3)使用料及び賃借料の執行はありませんでした。

科目3予備費につきましては、昨年度は執行がありませんでした。

以上により、当初予算額 116,000 円に対し支出済額 44,668 円となり、収入済額 115,000 円から支出済額 44,668 円を差し引いた 70,332 円は、全額を市に返納いたしました。以上で説明を終わります。

会 長： ただ今事務局から報告がありましたが、質疑の前に監査報告を行います。なお、監査は去る4月25日（火）に斎藤監事により実施いただいておりますので、斎藤監事よりご報告をお願いいたします。

斎藤監事： それでは、監査報告をいたします。令和4年度収入支出決算書の一番下の個所をご覧ください。

「本協議会の令和4年度収入支出決算について、会則第8条第4項に基づき、去る4月25日、市役所において事務局立会いのうえ、監査を行い、帳簿、伝票、通帳など関係書類を厳正に審査した結果、会計処理は適正に行われていたことをご報告いたします。

2023年4月25日 監事 斎藤直美」

会 長： それでは、質疑に入ります。ご質問等がありましたら、お願いいたします。宮川委員どうぞ。

宮川委員： 先ほどのご報告の中で、補足をいただければと思います。マンガ『一緒に学ぼう！池子の森』を逗子市内の中学校1年生へ配布とありましたが、だいたい何人くらいの生徒さんに配布されたのでしょうか。

事務局： 配布した資料はホームページにも載せているこちらの資料（皆様に提示）で、4年ほど前に作成しております。その時は中学1年生から3年生の皆さんにお配りしました。その後、ここ2～3年については、新しく入ってくる1年生に配っているという状況です。昨年度については約380人に配布しております。

宮川委員： ありがとうございます。

会 長： 他にご意見、ご質問等がなければ、本件の承認についてお諮りいたします。

議題1「令和4年度事業報告（案）及び収入支出決算（案）について」は、承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

会 長： ご異議ないものと認め、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議題2「令和5年度事業計画（案）、収入支出予算（案）及び年間活動スケジュール（案）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは令和5年度事業計画（案）、収入支出予算（案）及び年間活動スケジュール（案）についてご説明いたします。

まず、お手元の資料③「令和5年度事業計画（案）」をご覧ください。それでは、全文を朗読いたします。

逗子市池子接收地返還促進市民協議会 令和5年度事業計画（案）

市、市議会、本協議会の三者が一体となり、全市民一丸となった返還運動を展開し、国営自

然公園の誘致等の運動を展開していく。

1 事業方針

- (1) 池子接收地の全面返還を基本としつつ、当面、市と連携し共同使用地（約 40 ヘクタール）の返還を目指す。
- (2) 共同使用にあたり、池子の森の保全に協力する。
- (3) 池子住宅地区の居住者との相互理解に努める。
- (4) 市民への P R 活動を推進する。
- (5) 跡地利用としての国営公園の誘致を目指す。
- (6) 国有財産法に基づき返還国有地の処分がなされる場合であっても、無償による譲渡等の措置を講ずるよう求めていく。

2 推進方法

- (1) 会議の開催
役員会等を開催し、市、市議会と共に返還に向けた活動について協議をしていく。
- (2) 要請、陳情
事業方針達成のため、政府関係機関及び国会に対して要請、陳情を行う。
- (3) P R 活動
本市の基地問題についての現状やこれまでの経緯及び本協議会の活動について、市民に広く P R 活動を行う。
- (4) 顧問の招聘
県内選出国會議員を顧問として招聘する。
- (5) 研修会・視察等の実施
米軍施設・区域、共同使用地等の視察や、講師を招いての研修会などを実施する。

事務局： 昨年度からの変更点としまして、1 事業方針（6）に旧軍港市転換法の逗子市適用を関係機関へ強く求めていく旨の記載がありましたが、昨年度の要請文にあわせた形で、今年度の事業方針からは削除いたしました。

続きまして、令和 5 年度収入支出予算書(案)について説明いたします。お手元の資料④「令和 5 年度収入支出予算書（案）」をご覧ください。

内訳をご説明しますと、まず収入ですが、科目 1 市補助金(1)市補助金につきましては前年同様 115,000 円を計上しました。科目 2 雑収入につきましては、預金利子として 1,000 円を計上しました。収入の合計額は 116,000 円となります。

続きまして、支出についてご説明します。科目 1 事務費につきましては、16,000

円を計上いたしました。内訳として(1)需用費の1 消耗品として、事務用品代等 6,000 円を、(2)役務費につきましては会議開催通知等の郵便料、切手購入代として 10,000 円を計上いたしました。昨年度より 1 万円減額しておりますが、今まで郵便で送付していた開催通知等をメールで送ることが増えたためとなります。

次に、科目 2 事業費は、95,000 円を計上いたしました。内訳として(1)報償費につきましては謝礼として 30,000 円を、(2)需用費 1 消耗品につきましては、紙代として 10,000 円を計上いたしました。報償費については講師への謝礼を増額するため、昨年度から 10,000 円増額となっております。(3)使用料及び賃借料は、要請活動・視察等の際のバス借上料等として 55,000 円を計上いたしました。

科目 3 の予備費につきましては、5,000 円を計上いたしました。

以上、支出の合計は 116,000 円となります。

次に、本年度の年間活動スケジュール案についてご説明いたします。お手元の資料⑤「令和 5 年度年間活動スケジュール (案)」をご覧ください。

ご覧いただきますと、まず、会議につきましては、令和 4 年度の決算監査を 4 月 25 日に開催したところです。

役員会につきましては、第 1 回役員会を本日開催しているところであり、第 2 回を 10 月頃に開催し、本協議会にかかる次年度の予算要求の案等について、ご報告させていただき予定です。また、研修会は 5 月 29 日の夕方 6 時より、池子の森においてホテルの観察会を予定しております。第 3 回役員会は 1 月頃に開催し、国への要請活動の要請文案について審議させていただき予定です。

年明け 2 月には、国への返還要請活動を予定しております。

なお、今年度は、市民委員の役員改選が、7 月に行われます。広報 5 月号に掲載予定となっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

会 長： それでは、ただ今の説明にご意見、ご質問がありましたらお願いします。

はい、長沢委員。

長沢委員： まず事業計画 (案) の中で、1 事業方針 (6) から削除したという軍転法について、前回、国への要請文の検討の際に 3 名の委員から残してほしいとの意見がありました。理由はそれぞれありましたけれど、歴史的なものがあって要求、要望を出しているわけですから、ここで削る必要はないと思います。逗子市民としては、軍転法がどういうものか勉強していかなければいけないと思いますし、特に市民協の委員としては押さえておかなければいけないものだと思うので、これは引き続きやっていく必要があると思います。それと、2 推進方法 (3) PR 活動では「本市の基地問題についての現状やこれまでの経緯及び本協議会の活動について、市民に広く PR 活動を行う。」とありますが、前回、私は要請文の中で「平和都市」という言葉を入れてほしいと要望しましたけれど、削除されているのです。その時の討議で会長は、平和の問題は基地問題として取りざたされるが、平和都市とこの市民協議会とは全く関係がない、という言い方をされていたわけですが、ここでは基地問題なのであって、池子だけの問題ではないのです。だからやっぱり、市民が要望するのだから入れておいてほ

しいし、私としては裏切られたなと思っております。日頃、会長は「One for all, all for one」なんて言っていますけれど、実際は「俺がやるから、みんなついてこい」というご都合主義だな、裏切られたなと思ってます。

会 長： 分かりました。他に同じようなご意見の方はいらっしゃいますか。斎藤委員どうぞ。

斎藤委員： 私も（６）の軍転法について。昨年まで（６）は、「旧軍港市転換法の逗子市適用を関係機関に強く求めていくとともに」という前文が入って、この後に続いていました。確かに軍転法はもうだめだということで、諦めるからこの部分は削るのだという話が前回出ていたと思いますが、これは枝葉だと思うのです。軍転法を出すということは、歴史的に池子の土地を追われて、爆発事故もあって人も亡くなって、その流れの中で逗子はやはり土地を返してほしい、そのために国有財産云々ということ伝えていくわけです。国有財産の話は本当にたくさんあって、例えばモリカケの森友問題だって国有財産をとという話だったわけですから、そこが抜けてしまうと、下手をするとそういう十把一絡げの中に、この池子の問題も埋もれてしまいかねない。残るのは文章なので、国の職員もどんどん若い人によって変わっていきますから、きっちり文章として残していかないと、私たちの思いが伝わらないどころか消えてしまい、私たちの足元も崩れていってしまうのではないかとということで、私は昨年と同じ文章で残してほしいと思っております。

会 長： 私たちと言われても、これは斎藤さんのご意見なので、斎藤さんの意見ということでよろしいですか。

棚沢委員： 私も同じ意見です。二人ですから私たちです。

長沢委員： 私もそうです。

会 長：他に同じご意見の方はいらっしゃいますか。

田宮委員： 私もそう思います。

会 長：他にいらっしゃいますか。

長沢委員：「One for all」ではないのですか。

会 長：では会長として意見を述べます。まず軍転法に関しては、できないことを書くのは、私はナンセンスだと思います。

長沢委員：そんなことはないと思います。歴史の問題です。

会 長：歴史の問題であれば返してもらうことが大事なのであって、法律にこだわる必要はないですね。

長沢委員：返ってくるにしても法律です。お金を積むわけではないですね。

会 長：丸山委員どうぞ。

丸山委員：この話はここ数年、何度となく繰り返されているわけですが、軍転法を削ろうかという話になったのは、軍転法にこれ以上こだわっていると、返還の道筋が閉ざされてしまうのではないかと、ということがあってだと理解しています。ですので、市民の気持ちとして、方針に軍転法云々が入ることは構わないですが、年に一回の要請に行く場合、軍転法の話を持ち出すのだけはやめた方がいいと私は思っています。軍転法そのものが、逗子市は端から対象外の法律になっていますので、逗子市を軍転法の対象にしてくださいということは、かなり横車を押す話だと理解しています。そうする

と、国会で軍転法を改正してくださいという話になるわけで、そこまで求めるのかどうかということになりますが、現実的にこれは難しいですね。ですので、軍転法にあまりこだわるのはどうなのかなと、個人的には思います。

宮川委員： よろしいですか。

会 長： 宮川委員どうぞ。

宮川委員： 皆様の思いはひしひしと伝わってきて、これは簡単になくすことではないだろうということはよく分かります。会長がおっしゃっている、実を取るべきだということもよく分かります。なので、忘れてはいけないことは歴史として残す。先ほど、方針に入れるというお話がありましたが、方針の中に入れるということは、それに基づいて行動するということになるので、その中に入れることにこだわるのは、いかなものかなと思います。方針の中に残すのではなくて、そういったことを踏まえた上で違う道を取ったというふうな書き方をすれば、新しく入ってきた私のような者にもすつと腹に落ちるのかなと思います。決して今までやってきたことが無駄だとは思いませんし、やってこられたからこそ今があると理解しておりますので、そこを否定するものではありません。残すべきかとは思いますが、方針の中に残すことにこだわるのはやめてはどうかと提案したいと思います。

丸山委員： 今のご意見に私も賛成です。その上で、歴史的な話はやはり大事だと思います。逗子市が横須賀市から分離独立した。その直後に軍転法が成立した。そのいきさつ、私も細かいことは存じておりませんが、軍転法が国会で審議されている最中に、なぜ逗子市は敢えて対象外となるような分離独立の道を選んだのか、というようなことは整理しておきたいと私は思っています。個人的には知りたいという気持ちです。その上で、軍転法云々の話は、この池子の問題に乗っかってくるものだと思いますので、その時の逗子市の独立運動の中での話として、独立と軍転法がどういう関係で進んでいったのか、ということは事情がよく分かりませんので、もし機会があったら教えていただきたいというのと、この話は分離独立と切っても切れない話ですので、一度、委員の方も職員の方も、改めて勉強する機会があってもいいのかなと思います。

会 長： では、1事業方針（6）と絡めるのはなかなか難しいと思いますので、長沢委員や他の委員の方も、軍転法についてしっかり学んでいく。これまでの経緯を勉強していく。委員の皆さん並びに市民の皆さんと勉強していくということで、（7）としてこれまでの歴史の経緯を含めて、軍転法という文字を入れて、それについて学んでいくであるとか、周知をしていくであるとか、そういった形であれば軍転法という言葉も残ります。私は（6）と絡めるのはあまりよくないと思っていたので、忘れずにしっかり勉強していくということであればいいのかなと、今、皆さんのお話を聞いていました。長沢委員、いかがでしょうか。

長沢委員： 前回も話をしましたけれども、軍転法ということで要請をし、それはこちら側の要請の主張ですから、それをしつつ要請活動の中で交渉を積み上げて、軍転法は難しいけれども、他の方法でやりましょうという回答を得ているわけですから、つまりそこまで到達しているわけですから、歴史的なものは歴史的なものとして押さえることは必要だと思いますので、やはり残しておいていただきたいと思います。

会 長： 別立てでよろしいですか。

長沢委員： はい、よろしいと思います。ただ、別立てではあるけれども、これは財政の問題になりますので、別立てではあっても関連性はあるので、書き方は微妙だなと思います。

会 長： 斎藤委員、どうぞ。

斎藤委員： 1事業方針（6）ですが、今回の文章では、どこに対して求めていくかという部分がなくなっています。前回までですと、「関係機関へ強く求めていくとともに」という文章が入っておりましたので、関係機関、国へ対して求めていくという文章として読めていたと思いますが、そこを切ってしまったがために、例えば（4）では「市民へのPR活動」という形で、どこに対してということがはっきり分かりますが、（6）に関しては、いったい誰に、国へなのか関係機関へなのかという文章が全くなくなっているのです。そういう意味でも、枝葉だけになってしまっていて根本のところ非常に弱い。逗子市の気持ちが相手方、国だと思えますが、国に対してのPR、また市民に対してのPRが非常に弱い文章になってしまっている印象がありますので、「どこに対してなのか」という一言は、ぜひはっきりわかるような形で入れていただきたいと思います。

会 長： 相手は国でしょうかね。

事務局： そうですね、国でよいです。

宮川委員： よろしいでしょうか。もしそれをやるのであれば、（1）も（2）もそうではないですか。そのようなことを言い出したら、言葉の端々が長ったらしい文章になりますか。それだったら最初に「以下の件について国に求めていく」というふうに書いてください。それでよいのではないですか。

会 長： それも含めて、持ち帰らせてください。

宮川委員： 一つ一つ、穴があいたらそこを塞ぎに行って、また違うところに穴があいて、ということをやっているように聞こえるのです。そうではない、ということをはっきりさせていただきたい。今の話にしても、対象が分からないので、ということはおっしゃるとおりだと思います。そういう文章だと思いますけれども、ご発言を聞いていると、本当に言いたいのはそこではないのではないかと感じます。5W1Hでもいいですが、相手方に何をどういうふうに言っていくかということをもっと淡々と書いてくれませんか。その中に軍転法は残っているのではないのか、という気持ちがちょっと伝わってきました。だったら、先ほどの会長のご提案にもありましたが、軍転法は軍転法できちんと入れる。そういったことも含めてやらないと、また同じ会議で同じことをやる可能性があるような気がしました。

会 長： 分かりました。ずっと同じ書き方をしてきたものですから、前回もご指摘いただいたところを改めて整理して、もう一度皆さんにお示ししたいと思います。

宮川委員： 今まで書いてきたことに引きずられて、それを守らなければということでは本質が見えなくなってきている気がしたものですから、よろしくをお願いします。

会 長： はい、分かりました。佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員： 私は軍転法自体はとても重要な問題だと思っています。歴史的というご発言があ

りましたので整理しておきたいのですが、池子の返還を、軍転法を使って求めようというのは、そう長いことではないと私は理解していて、長島市長が訴訟で国と争った時以来のことではないのかなと思いますが、事実関係は違いますか。

会 長： それは違いますね。私が聞いたところでは、篠田さんだったかどなたか、うろ覚えで誠に申し訳ないですが、すごく昔です。何かよい方法がないかと探った時に、これがひっかかるのではないかと気が付いたと。その時に初めて、軍転法というものがあって、逗子市に適用されていないことに気が付いて、紐解いてみたら、横須賀市から独立した後だったということで、そこから始まったというふうに聞いています。

事務局： 一番初めに返還されたのが久木地区ですが、本来であればそこで議論がされるべきものだったと思います。ここは有償で購入しています。ということは、私も不勉強で申し訳ありませんが、おそらくこれ以後に何らかの動きがあったのではないかと思います。そうでなければ、その時にもっと議論されて、もっと騒いでいたのではないかと。軍転法の適用になると、返還される時に無償という優遇措置が取られることとなりますが、久木の時には取られておりません。もしかしたら、この時に何か言っていたのかもしれませんが、それより以前は議論にはなっていなかったと思います。

佐藤委員： もしかしたら、国の三分割有償処分方式自体もまだ決まっていなかった可能性もありますね。

事務局： そうかもしれないです。

佐藤委員： だから問題にもならなかったのかもしれないですね。

会 長： 他にご意見はありませんか。はい、清水委員。

清水委員： 資料の③（事業計画案）④（収入支出予算書案）⑤（年間活動スケジュール案）に意見を述べさせていただきます。資料③に事業方針、推進方針が書かれていますが、年間活動スケジュールの中には全く反映されていないのではないのでしょうか。スケジュールにはこの会議（役員会）をやること、国への返還要請活動、それから研修会は書いてありますが、その他のPR活動などの項目については、実際の一年間の活動計画の中には全く落とし込まれていない。これでは活動計画ではない。私は昨年、研修会に参加しまして、ボランティアの先生のお話を聞いて池子を歩きました。これは、われわれのように池子を知っている者が参加するのではなくて、市民が参加するのがよい。年間で予算を 70,000 円も返納するということは、予算を無駄遣いしていますよね。予算を 160,000 円取っておいて 70,000 円も返すような、こんな予算の作成方法はないのではないですか。研修の先生には 30,000 円予算を取ってありますが、昨年の先生は池子に大変精通されていて、一緒に歩いて楽しかったです。これを土日も使ってもっと子ども達にもPRして、20人から30人くらい集める。70,000円も余っているのなら、年間できちんと計画を立てて3回くらいやっていただく。今の逗子に住んでいる方々が池子の奥深くまで入って、その歴史を知るのは大変よい研修会だと思いますので、それを実施していただきたいと思います。またPR活動については全く活動計画がないので、そういったことも含めてご検討いただきたいと思います。

会 長： 今のお話をお聞きして、事務局いかがですか。

事務局： 昨年 11 月に研修を行いました、たしかに市民の皆さんに広く知っていただくの

は大事なことだなど。次世代に繋いでいくという意味からも子ども達に参加してもらうことも必要かなと思いますので、そういった活動をやっていた方がよいということであれば、検討すべきものと思います。

会 長： 斎藤委員どうぞ。

斎藤委員： それを言いますと、この役員会も以前は年に4回やっていたと思います。過去には熱心にいろいろなことができていましたが、ここ何年かはコロナのこともあって、外に対してだけでなく、この集まり自体もできなかつたと思います。最近コロナも少し様相が変わってきているので、ぜひ新しい企画が出ると嬉しく思います。よろしくをお願いします。

会 長： 事務局、年に4回やりますか。

事務局： 過去、どのくらい前に4回やっていたのか定かではありませんが、おそらくここ10年は2回か3回だったと思います。今お話が出たように、もっとPR活動をやっているとか、建設的なことがあって必然的に活性化していくのであれば、必要性に応じてやっていきたいと思います。

会 長： 矢野委員どうぞ。

矢野委員： 前回においても軍転法については問題になったと思います。現実的な対処として、会長がおっしゃっていることも分かりますので、国との折衝においては、軍転法を前面に出して交渉するのは無理なところもあると思います。ただ、いろいろご意見がありました。逗子の市民、私たちの内側で、この池子の歴史をきちんと学び、共有していく基礎を作っていくという意味で、この軍転法のことを残していくのはどうなのかというのが私の意見です。

会 長： はい、宮川委員どうぞ。

宮川委員： 先ほど予算のところ、返納というのは活動が不十分だったのではないかとご指摘がありましたが、事務局からの説明で、理由がある程度明確になっているものがありました。例えば、郵便がメールになったので、切手代がそれほどいらなくなつたとか、コロナの関係で会長、副会長と事務局だけで要請に行ったのでバス代が必要なくなつたとか、これは非常に明確ですよね。このような場合、これを他に流用することは可能なのでしょうか。例えば有識者の方を呼んで研修会を開くとか、そういう柔軟なことができるのであればいいなと思います。事務局の方は大変になってしまうかもしれませんが、そういうことが難しいのであれば、返納したから活動していないのではないかとするのは、私からすると可哀そうかなと。可哀そうなどという言い方をして申し訳ないですけれども、これは理由がはっきりしているから、監査的にも会計的にも問題ないのではないかと。決してご指摘いただいていることについて批判をしているわけではないです。ただ、流用ができるのであれば、それも含めてご検討いただければ、活動が有意義になるのかなと思いました。

会 長： 流用はできますか。

事務局： 今まで流用するところまでは至っていないですが、もし年度の途中で何かこういうことをやろうということになって、書面等で皆さんにお諮りして、やるということになればできます。

- 会 長： 例えば、バスの借り上げをしないので、その分を何か他にということも...
- 事務局： あるかもしれませんがね。ただそれだと2月ですので...
- 会 長： もう最後ですね。
- 事務局： ここ2、3年は、コロナで皆さんでは行けていない状況です。ただ、行けるかどうか判明するのが2月ですので、そこから何かをやろうとすると、それは難しいかもしれません。
- 会 長： 今年度は、皆さんで要請活動に行かれるように、しっかりと努力していきたいと思えます。
- 会 長： 他にご意見はございませんか。他になければ、本件につきましてお諮りいたします。
今年度の活動につきましては、いただきましたご意見を踏まえ、修正については私と事務局へ一任をいただきたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 会 長： ご異議ないものと認め、議題2「令和5年度事業計画(案)、収入支出予算書(案)及び年間活動スケジュール(案)について」は、以上のとおり決定いたしました。
続きまして、議題3「その他」に移りたいと思えます。事務局から説明してください。
- 事務局： 研修会を5月29日(月)に池子の森で行います。ホタルを見たいという市民の方も抽選なので、見られない方も結構多くいらっしゃる中で、この市民協議会で池子に携わっている方ということでもなんとかお願いをしまして、会長にもお世話になって実現したものです。池子の森ですとホタルを見てきている方がいらっしゃいます。その方に30分程度ご説明をいただいて、その後、日が暮れてからホタルを見たいと思っています。池子はゲンジボタルとヘイケボタルが、時期はずれますが両方見られる所でもあります。29日は例年ならばどちらか片方しか見られないと思えますが、時期がずれることで逆に両方見ることができるとも思えます。ホタルの生態、なぜ池子に生息しているのかということも説明していただけたらと思います。皆さんお忙しいとは思いますが、ぜひご参加いただければと考えています。集合時間、場所等については、また改めて通知いたします。今回はとても人気があつてなかなか見られない観察会ですので、委員の方のみのご参加ということで、申し訳ありませんがご家族の方はご遠慮いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。
- 会 長： 当初、市民の方と一緒にいこうかとも考えましたが、100人くらいの中にわれわれが入っていても学べないと思ったので、無理をお願いして私たちだけで行きます。ここで意見を言うとギスギスしてしまう雰囲気もありますので、ホタルを見ながら、この会をどういうふうに運営していこうかなど、ざっくばらんに話をしながら、学べたらと思います。ぜひご参加をお願いします。
- 会 長： 以上ですけれども、よろしいでしょうか。
それでは、本日の会議はこれをもって終了いたします。ありがとうございました。

閉 会

— 以 上 —